

総社市訓令第1号

序 中 一 般
出 先 機 関

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項				別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項			
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項	部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項
略				略			
保健福祉部	1～8 略 <u>9 社会福祉連携推進 法人の指導監査等 に関すること。</u> <u>10 高齢者福祉計画 及び介護保険事業 計画の実施に関す ること。</u> <u>11 略</u> <u>12 略</u> <u>13 略</u> <u>14 略</u>	略 長寿介護課	1～3 略 <u>4 略</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u> <u>7 略</u> <u>8 略</u>	保健福祉部	1～8 略 <u>9 老人保健福祉計画 及び介護保険事業 計画の実施に関す ること。</u> <u>10 略</u> <u>11 略</u> <u>12 略</u> <u>13 略</u>	略 長寿介護課	1～3 略 <u>4 ねたきり老人等 に対する介護激 励金及びおむつ 経費の支給に関 すること。</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u> <u>7 略</u> <u>8 略</u> <u>9 略</u>

改正後				改正前			
	<u>15</u> 略				<u>14</u> 略		
	<u>16</u> 略				<u>15</u> 略		
	<u>17</u> 略				<u>16</u> 略		
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。